

人事必見！ 働き方改革関連法を学ぼう ～今こそ理解したい法改正～

★ 講義内容 ★

- ・ 働き方改革関連法の概要 ・ 改正労働関連法のポイント
- ・ 施行に合わせて企業が対応すべきこと

本年度4月から働き方改革関連法が順次施行されています。

働き方改革関連法には残業規制や同一労働同一賃金など様々な労働法の改正が盛り込まれており、企業や労働者、社会に大きな影響が起きています。

本セミナーでは働き方改革関連法の概要についてお伝えし、企業や人事労務担当者がどのように対応していくか専門家が解説します。

日時

令和元年 **8月2日(金)**・**9日(金)**

各回 **14:00～16:00** (13:30～受付開始)

★内容が異なるため、両日の参加をお勧めします。

※2日目は、働き方改革を推進している企業の事例(1社)を紹介します。
(約15分間)

会場

新都心ビジネス交流プラザ【定員：50名】

※JR埼京線 北与野駅から徒歩約3分、さいたま新都心駅から徒歩約8分

対象者

経営者、人事労務担当者、その他関心のある方

講師

特定社会保険労務士

やまぐち

えみこ

山口 恵美子 氏

■平成15年社会保険労務士として独立し、企業の人事労務管理や社会保険・労働保険の手続、創業支援に関する相談など幅広く活躍中。

新都心ビジネス交流プラザ 4階 会議室

- ▶さいたま市中央区上落合2-3-2
 - JR埼京線 北与野駅 西口前
 - JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線
さいたま新都心駅 西口 徒歩8分
- ▶会場へは公共交通機関を御利用ください。



●お申込み・お問合わせ先

埼玉県 産業労働部 雇用労働課 (電話・FAX・インターネットで受付)

TEL 048-830-4518

FAX 048-830-4851



埼玉 労働セミナー

検索

令和元年度 埼玉県労働セミナー FAX用申込書

埼玉県 産業労働部 雇用労働課 あて FAX:048-830-4851

事業所名		区分 (○で囲む)	・事業者	・人事労務担当者
所在地又は住所	市・町・村		・勤労者	・就活中
フリガナ		電話番号	・その他	()
お名前	(男・女)			
参加日	8月2日(金) ・ 8月9日(金)			
備考欄				

※ 御記入いただいた個人情報、当講座の実施に関する以外には使用いたしません。

※ 受付は先着順とさせていただきます。お申込みが定員を超え、受講をお断りさせていただく場合や天候不順などによりセミナーの開催を中止する場合のみ、主催者から御連絡いたします。

任されて、頑張る力、明日への活力

「誰もが輝く！職場スローガン」優良賞 埼玉県公労使会議



埼玉県労働セミナーでは、勤労者、事業者、就活中の方に、労働法令や労働関係の問題など、より良い職場環境づくりに役立つ知識を提供しています。